

# 蕪崎市社会教育計画

(令和5年度～8年度)

令和5年3月

蕪崎市教育委員会

## 目次

1	計画策定の趣旨	.....	1
2	基本方針	.....	1
3	計画の実施期間	.....	1
4	推進体系	.....	2
5	基本目標と内容		
	基本目標1 青少年の健全育成と社会参加	.....	3
	基本目標2 生涯学習の推進	.....	6
	基本目標3 文化・芸術の振興	.....	9
	基本目標4 地域文化の創造・継承	.....	12

## 1 計画策定の趣旨

韮崎市では今年度、まちづくりの指針となる第7次総合計画後期計画を策定し、市民と行政との協働によるまちづくりを進めております。

しかしながら、これまで大きな課題とされてきた人口減少や少子高齢化に加え、感染症に伴う生活様式の変化などにより、ふれあう機会が縮小し人間関係の希薄化がさらに進むなど、大きな影響を及ぼしております。

また、急速なデジタルトランスフォーメーション（DX）環境の整備や、多様な個性や価値観への関心の高まりなど、市民の暮らしを取り巻く環境が大きく変化しています。

これらの社会背景の中で、本市の社会教育における現状と課題を明らかにし、SDGsの視点を取り入れた持続可能な地域社会の実現に向け、本市が目指す社会教育の指針となる韮崎市社会教育計画を策定することといたしました。

## 2 基本方針

本計画は、第7次総合計画後期計画、韮崎市教育大綱（第3期）を踏まえ、社会教育が取り組む基本的な課題や目標を明確にし、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージ、ライフスタイルに合った生涯学習環境の充実を図るために、次の3項目を計画の基本方針とします。

- (1) やさしさと思いやりの「にらさき愛」を育み、楽しく学ぶことができる教育の充実
- (2) 誰もが「生きる」喜びを感じ、心豊かな人生を送ることができる学習の推進
- (3) すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育の提供

## 3 計画の実施期間

本計画に定めた各施策の実施期間は、「総合計画」の計画期間に沿うものとし、「基本計画」後期に合わせて令和5年度から令和8年までの4年間とします。

計画名		年 度							
		31	2	3	4	5	6	7	8
総合計画 (第7次)	基本構想 (方向・政策)	→							
	基本・実施計画 (施策・基本方針)	前期 →				後期 →			
教育大綱		第2期 →				第3期 →			
社会教育計画		平成31～34年度 →				令和5～8年度 →			

## 4 推進体系

### 韮崎市総合計画（第7次）

#### ▽ 本市の将来像

すべての人が輝き 幸せを創造するふるさと にならさき  
～ チーム韮崎で 活力ある まちづくり ～

#### ▽ 基本方向

- 1 夢を持ち、明日を担う人材を育むまちづくり
- 2 思いやりあふれる福祉のまちづく
- 3 元気で健やかに暮らせるまちづくり
- 4 安全・安心に暮らせる強いまちづくり
- 5 美しいふるさとを誇れるまちづくり
- 6 魅力と活力に満ちた豊かなまちづくり
- 7 市民が主役の持続可能なまちづくり



教育振興基本計画（国・県）

### 韮崎市教育大綱（第3期）

#### ▽ 基本理念

心身ともに健やかに自ら学び 明日に夢を抱き 郷土を愛する 心豊かなひとづくり

#### ▽ 目 標

- 1 夢を持ち、明日を担う人材を育む教育
- 2 生きがいを持ち、明るく健やかな暮らしにつながる教育

#### ▽ 基本方針

- 1 やさしさと思いやりを育み、楽しく学ぶことができる教育の充実
- 2 誰もが「生きる」喜びを感じ、心豊かな生活を送ることができる学習の推進
- 3 誰もが明るく元気にスポーツに親しみ、楽しみ、支えることができる環境の整備



### 韮崎市社会教育計画

#### ▽ 基本方針

- 1 やさしさと思いやりの「にならさき愛」を育み、楽しく学ぶことができる教育の充実
- 2 誰もが「生きる」喜びを感じ、心豊かな人生を送ることができる学習の推進
- 3 すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育の提供

#### ▽ 基本目標

- 1 青少年の健全育成と社会参加
- 2 生涯学習の推進
- 3 文化・芸術の振興
- 4 地域文化の創造・継承

## 5 基本目標と内容

---

### (基本目標 1) 青少年の健全育成と社会参加

#### <現状と課題>

少子化や核家族化、情報化による青少年のインターネット利用などにより青少年を取り巻く環境は急激に変化しており、青少年の抱える問題は多様化、深刻化しています。

子どもたちは家庭や地域の中で、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して心身ともに成長し、規範や行動能力、社会性や自主性を身につけ自立していきます。

しかし、現在は核家族化や高齢化、さらにコロナ禍において、地域における活動が縮小するなど、人間関係の希薄化に拍車がかかり、地域でのふれあいが減り、子育て家庭が孤立してしまうことも少なくありません。

地域住民が「現代における子育て」や「若い親たちの子育ての悩み」、「社会の問題点」などを良く知り、十分理解したうえで「良き子育ての方法や考え方」を伝えていくことは、若い世代の親たちが安心して地域に溶け込みながら子育てをすることができ、子どもたちの健全な育成につながります。

また、携帯電話（スマートフォン）やインターネット上の違法・有害情報に起因する被害や、成人年齢の18歳への引き下げに伴う青少年の消費者トラブルなど、今後、ますます、青少年の抱える問題は多様化、深刻化していくことが想定されることから、児童生徒やその保護者及び教職員等を対象にした啓発活動が重要となっています。さらに、今後、進学などで県外に転出した若者の回帰支援も課題となっています。

このような状況の中で、地域のコミュニティ活動や家庭教育力の支援等の重要性も増してきており、学校教育と社会教育との更なる連携の強化や、多様な世代がふれあう機会の創出など、人と人とのつながりづくりについて、模索・検討を行う必要があります。

## <目 標>

地域・学校・家庭・行政が連携し、「地域の子どもは地域で育てる」環境づくりを進めるとともに、心身ともに健全で「にらさき愛」を持った青少年を育むまちを目指します。

## <課題解決のための施策>

- ① 青少年の健全育成に携わる指導者、保護者等を対象に話題性があり、子どもと親と一緒に考えて学べるようなテーマを設定した研修会や、青少年育成推進員連絡協議会をはじめとする各種関係団体との連携により、地域の歴史や文化を学ぶといった観点を取り入れた社会参加活動の充実に努めます。
- ② 多発するいじめや青少年犯罪等を防止するため、地域住民が互いに声を掛け合える社会となるように、学校・家庭・地域社会の連携を強化し、地域等で行われる様々な活動を支援します。
- ③ 関係機関・団体などと連携して、インターネット・携帯電話（スマートフォン）の利用に伴う危険性や適切な利用方法についての啓発を行います。
- ④ 薬物乱用防止について、危険性の認識を高め、犯罪やトラブルなどから子どもを守るための取り組みを進めます。
- ⑤ 成人年齢の18歳への引き下げに伴い、青少年の消費者トラブルの未然防止のための啓発に努めます。
- ⑥ 親子ふれあい事業については、年間を通して行う企画とするなど内容の充実を図り、継続的な親子の関係づくりの支援により良好な家庭環境づくりを促進します。
- ⑦ 自然体験をはじめ、各種体験事業による学びの場の提供に努めます。
- ⑧ 人生の節目をお祝いすることを趣旨とした「二十歳のつどい」は、参加者で結成された実行委員会方式により企画運営します。
- ⑨ 青少年が活動する居場所作りとして青少年育成プラザの支援に努めます。
- ⑩ 地域の最大の人材である市内の若者が、進学などで県外に転出したとしても将来的には本市に回帰して活躍しようと望む「にらさき愛」の育成に努めます。
- ⑪ 青少年が地域の職場を知り、仕事を体験することで将来の就職先に地元事業所を選択肢の一つに考えるための職場体験事業を継続実施します。
- ⑫ 各学校に設置を進めている学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の学校と地域の効果的な連携・協働活動を推進していくため、コーディネーターの役割を持った「地域学校協働活動推進員」の配置に努めます。

<目標実現に向けた取り組み>

主な取り組み	主な実施事業
青少年の健全育成と社会参加	【継】 青少年教育研修会
	【継】 青少年社会参加活動（育成会等）
	<b>【新】 成人年齢の18歳引き下げに伴う 消費者教育（啓発等）</b> ・課題解決のための施策⑤関係
	【継】 Miacis 事業（青少年育成プラザ支援）
	<b>【新】 二十歳のつどい記念事業</b> ・課題解決のための施策⑧関係
	【継】 有害図書等撲滅キャンペーン
	【継】 中央・地区公民館運営事業
親子の関係づくりの支援	【継】 親子ふれあい活動
にらさき愛育成 Comeback 支援	【継】 Comeback 支援プロジェクト
	【継】 韮崎版職場体験事業

## (基本目標 2) 生涯学習の推進

### <現状と課題>

本市の社会教育は、人づくり・まちづくりを基本とし、市民一人ひとりが主役となって自発的に学習し、生涯にわたって心豊かに過ごせることを目指して進めています。

生涯学習の担い手は、もともと市民にあります。そして行政の役割は市民の生涯学習活動を支援し、生涯学習ができる基礎条件を整備することにあります。

しかし、産業構造や雇用形態、情報化や高齢化など社会の急激な変化に伴って、一人ひとりの学習に取り組む目的や意識が変わりつつあります。

また、我が国は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後更なる健康寿命の延伸も期待されることから人生 100 年時代を見据えた取り組みが必要となってきました。

このため、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージ、ライフスタイルに合った生涯学習環境の充実を図るとともに、お互いに支えあい、連帯感を深め、文化を育みながら地域の指導者を育成し、市民や企業等を含めた民間団体との協働や連携を図ることにより、誰一人取り残さない社会的包摂に向けた持続可能な社会を目指し、「いつまでも生きがいを持って暮らせるまちづくり」を実現していくことが求められています。

行政と地域社会が協働し、地域のマンパワーを活用し、自主的な生涯学習プログラムの構築を支援するため、中央公民館と地区公民館とのさらなる連携を図り、地域の生涯学習活動の拠点施設でもある地区公民館を中心とした自主活動グループの育成と、各地区公民館同士の連携による広域的な活動の支援を強化するとともに、学んだ成果が地域に還元され、適切に評価される生涯学習社会をめざし、個性豊かな魅力あるまちづくりが必要となります。その拠点となる地区公民館については、建物の老朽化等が課題となっており、指定避難所ともなっているため施設の整備が求められています。

コロナ禍を教訓に、今後においても、継続して参加や学習する機会の確保に努めていく必要があります。

## <目 標>

子どもから高齢者まで誰もがライフステージ、ライフスタイルにあった学びができる環境の充実に努め、豊かで「生きる」喜びを感じるまちを目指します。

## <課題解決のための施策>

- ① 「いつでも・だれでも・どこでも」をモットーに、必要に応じて民間企業や団体との連携・協力を図りながら、市民がいつでも参加できる魅力ある学習機会の提供と自主的な学習活動を支援し、効果的な社会教育を推進します。
- ② 子どもから高齢者まで多様なニーズに応えるため、講座の内容の充実はもとより、実施方法についても動画配信サービス等の活用を含め、時代に対応した講座等を開催します。
- ③ 中央公民館・地区公民館を生涯学習推進の中核施設として、これまでそれぞれの公民館単独で行ってきた地域・世代交流事業などをはじめ、公民館同士が相互連携した広域的なクラブ活動などの検討を行います。
- ④ より幅広い世代から参加者が集まるように生涯学習フェスタの実態について調査研究を行い、開催場所や方法を検討し、日頃の生涯学習の成果を発表する場を提供します。
- ⑤ 地区公民館等の生涯学習施設については、公共建築物個別施設計画に基づき、計画的に改修整備を進め、市民サービスの向上に努めます。
- ⑥ 生涯学習を支援する中核的施設としての市立図書館の利活用を促進し、利用者サービスの向上に努めます。
- ⑦ 蔵書数を増やすほか、新たに導入した電子図書館において、特色あるコンテンツを選ぶなど充実を図り、一般・子ども向け講座やイベントの実施や、動画配信サービスを活用したイベントを開催するなど、入館者や貸出冊数の増加に努めます。
- ⑧ 地域に関連する資料や行政資料の収集に努め、特色ある図書館を目指すとともに、ツイッターやインスタグラム等SNSを活用した積極的な情報発信に努めます。
- ⑨ すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所で自主的に読書活動ができるよう「韮崎市子ども読書活動推進計画」を推進していきます。

<目標実現に向けた取り組み>

主な取り組み	主な実施事業
生涯学習講座等の充実	【継】生涯学習市民講座等開設事業
	【継】武田の里ライフカレッジ開催事業
	【継】中央・地区公民館運営事業
生涯学習の環境づくり	【継】生涯学習フェスタ事業
生涯学習施設の整備	【継】地区公民館運営事業
図書館の充実	【継】市立図書館管理運営事業
	<b>【新】電子図書館運営</b> ・課題解決のための施策⑦関係

### (基本目標 3) 文化・芸術の振興

#### <現状と課題>

芸術・文化活動は、市民生活に心の豊かさと潤いをもたらすものであり、個性豊かな地域文化（地域の中で育まれた文化）の創造の基盤をなすものです。

本市では、文化ホールや葦崎大村美術館のほか、市民交流センターに葦崎大村美術館サテライトスペースや、令和 2 年度に登録有形文化財に登録された大村家住宅（螢雪寮）等を整備し、その本質的価値を継承しつつ、芸術文化に触れる機会を提供するとともに、様々な学びや各種団体が活動や交流する場として活用できるよう文化活動の促進に努めています。

芸術・文化の魅力発信と共に人々の交流と賑わいを提供し、まちなかをアートで活性化させる「まちなか美術館」は現在、「幸福の小径」の立体作品設置や商店街への葦崎大村美術館所蔵の絵画の貸出をしており、その他にも市内の公共施設へ美術館所蔵の作品の展示をするなど芸術を身近に感じられる機会が増えてきており、今後も継続した展開を求められています。

今後、葦崎大村美術館を核とし、周辺施設やNPO等と幅広く連携する中で「創る」・「遊ぶ」・「学ぶ」・「癒す」・「泊まる」・「食べる」・「買い物」などの機能を活かし、新たな周辺施設の整備を含め「文化・芸術の里づくり」への展開と、併せて、持続可能な発展を目指すため、自主財源の確保についても検討していきます。

現在、学校教育活動の一環に位置づけられている部活動の地域への移行が進められていますが、地域移行後も、文化・芸術活動への参加機会均等を維持し、生涯にわたる文化・芸術活動の導入期として中学生が様々な文化活動に触れられるよう円滑な移行に努めていき、将来的には会員が高齢化している文化協会の活性化の一助として、期待されるものでもあります。

また、文化ホールは峡北地域における芸術・文化事業における中心的な役割を担っていることから、いつでも、どこでも、誰でも広く市民が文化・芸術に触れる機会の確保に努めていく必要があります。また、防災計画においても避難所に指定されている重要性の高い施設でもあることから、長寿命化計画に基づき計画的に更新、改修していく必要があります。

## <目 標>

誰もが気軽に楽しく文化や芸術に触れることができる環境を整備するとともに活動グループや人材を育成し、市民主体で個性豊かな芸術文化活動を推進するまちを目指します。

## <課題解決のための施策>

- ① 芸術・文化は、人々に深い感動を与えると同時に、心豊かな生活を創造するため、若年層や働き盛りの年齢層など幅広い世代が優れた芸術文化にふれる機会の拡充に努めます。
- ② 市民の芸術・文化活動を充実させるため、活動グループの育成や発表・展示の場や機会を提供します。
- ③ 文化協会を中心に、中・高校生とのコラボ事業など若年層の参画による新規事業に取り組み、組織の活性化に努めます。
- ④ 一般財団法人武田の里文化振興協会を中心に伝統芸能の保存・継承事業に取り組み、地域文化部活動の受け皿とするなど地域住民の芸術文化活動の支援・育成に努めます。
- ⑤ 連携協定を締結した女子美術大学や関係団体との協働により、まちなか美術館を進めます。
- ⑥ 文化ホールは、文化の魅力発信の拠点として、多種のジャンルにわたる公演や支援事業や、仕事等で当日開催場所へ足を運べない方など幅広い世代等を対象としたオンライン配信の実施など環境整備や公演内容の充実を図ります。
- ⑦ 芸術・文化の魅力発信の拠点として葦崎大村美術館周辺の整備を進めます。
- ⑧ 葦崎大村美術館では、各種企画展のほかキッズ講座やコンサートの開催など、より幅広い世代を対象としたイベントと、美術館のコレクションを活かし、女流作家を中心としたオリジナル企画展を開催します。
- ⑨ 登録有形文化財に登録された大村家住宅（螢雪寮）を活かし、その本質的価値を伝えながら、小・中・高校生等の書画等のワークショップ等の開催により文化芸術に触れる機会を提供します。

<目標実現に向けた取り組み>

主な取り組み	主な実施事業
活動グループ・人材の育成	【継】生涯学習フェスタ事業（再掲）
	【継】社会教育体制整備推進事業
	【継】地域文化振興事業
	<b>【新】地域部活動運営事業</b> ・課題解決のための施策④関係
	<b>【新】大村家住宅管理運営事業</b> ・課題解決のための施策⑨関係
芸術文化鑑賞の機会拡充	【継】文化ホール自主企画事業
	【継】美術館管理運営事業
	【継】まちなか美術館事業
芸術・文化活動の場の整備	【継】文化ホール管理運営事業

## (基本目標 4) 地域文化の創造・継承

### <現状と課題>

本市には自然・歴史を舞台にして行われてきた文化的活動によって生み出された文化財が数多くあり、それら文化財は唯一無二の存在であり貴重なものです。

これまで、史跡新府城が「続日本 100 名城」に、石之坪遺跡や女夫石遺跡から出土した土偶などの出土品が日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」の構成文化財に認定されており、近年では、大村家住宅主屋及び土蔵が国登録有形文化財に、また、本市において唯一国の登録記念物に登録されている七里岩に加え、この度、徳島堰が登録されました。

このような中で、地域にある文化財の掘り起こし、学校教育における民俗資料館や史跡新府城の見学などのフィールドワーク、民俗資料館や偉人資料館における定期的な企画展の開催などを実施しています。

大人や子どもたちが文化財に触れ、ふるさとの自然・歴史・文化に対して今まで以上に誇りを持つようになること、そして文化財を次の世代に良好な状態で継承していくための保護の意識をさらに高める事が必要です。

さらに、文化財の本質的価値についての認識を深めるとともに、保存・利活用の方向性について検討し、実施することが求められています。

そのためには、文化財の保存・調査・研究・公開等の実施と、施設の統合などにより機能を充実させ、文化財の保護及びまちづくりの本質的価値を検証していくための拠点となる施設の整備や、ガイド育成をはじめ、武田氏関連の史跡・遺跡・文化財の整備などによる武田の里の地域づくりを推進していく必要があります。

また、先人たちの郷土に果たしてきた業績等についての調査研究と公開を行い、郷土の歴史・文化の保存・継承を推進していく必要もあります。

## <目 標>

地域に残る文化遺産保護の推進や身近に学ぶ機会を充実するとともに、地域文化の継承を市民とともに進め、誇りが持てるふるさとを創造するまちを目指します。

## <課題解決のための施策>

- ① 文化財保護を推進するため、学習講座の開催や市民ボランティアの育成を図るとともに、文化財の調査・研究・収集・保存に努め、利活用を進めます。
- ② 指定文化財について、計画的な保護を行っていきます。
- ③ 市民と協働しながら、ふるさと歴史再発見ウォーク、遺跡見学会等のイベントを開催します。
- ④ 地域文化の調査研究及び継承に努め、それらにかかわる人々の人材確保や育成を進めます。
- ⑤ 文化財を保存・活用する各施設の老朽化や、新府城及び史跡のガイダンスの必要性等の高まりから、策定された韮崎市文化財保存活用施設基本構想をベースに、文化財の保存活用の拠点となる施設の整備に努めます。
- ⑥ 韮崎市文化財保存活用施設基本計画の策定にあたり、ワークショップ等の市民とパートナー活動を通じ、各地域にすでに認知されている文化・文化財を含め、未把握な文化・文化財の把握に努めます。  
また、自然・歴史・文化を基にした物語（ストーリー）を、自らが語り誇ることでできる事業について検討します。
- ⑦ ふるさと偉人資料館のさらなる活用を図るため、引き続き、各小中学校や地区公民館等と連携した企画や、小林一三翁をはじめとする郷土の偉人たちを通じ文化的な交流や情報の発信を推進します。
- ⑧ 大村家住宅周辺に畠山記念館新座敷（茶室）の移築を行い、一帯を文化芸術の里としての発信に努めます。

<目標実現に向けた取り組み>

主な取り組み	主な実施事業
武田の里の形成促進	【継】文化財保存事業
	【継】史跡新府城跡環境整備事業
	【継】史跡新府城跡発掘調査事業
伝統文化の継承・地域の文化財の保護	【継】民俗資料館管理運営事業
	【継】ふるさと偉人資料館管理運営事業
	【継】文化財保存事業（再掲）
	【継】地域文化振興事業（再掲）
	<b>【新】文化財保存活用施設整備事業</b> ・課題解決のための施策⑤関係
	<b>【新】文化財建造物建設移築事業</b> ・課題解決のための施策⑧関係
郷土の偉人に関する取り組み	【継】ふるさと偉人資料館管理運営事業（再掲）